

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）①（令和3年9月1日現在）

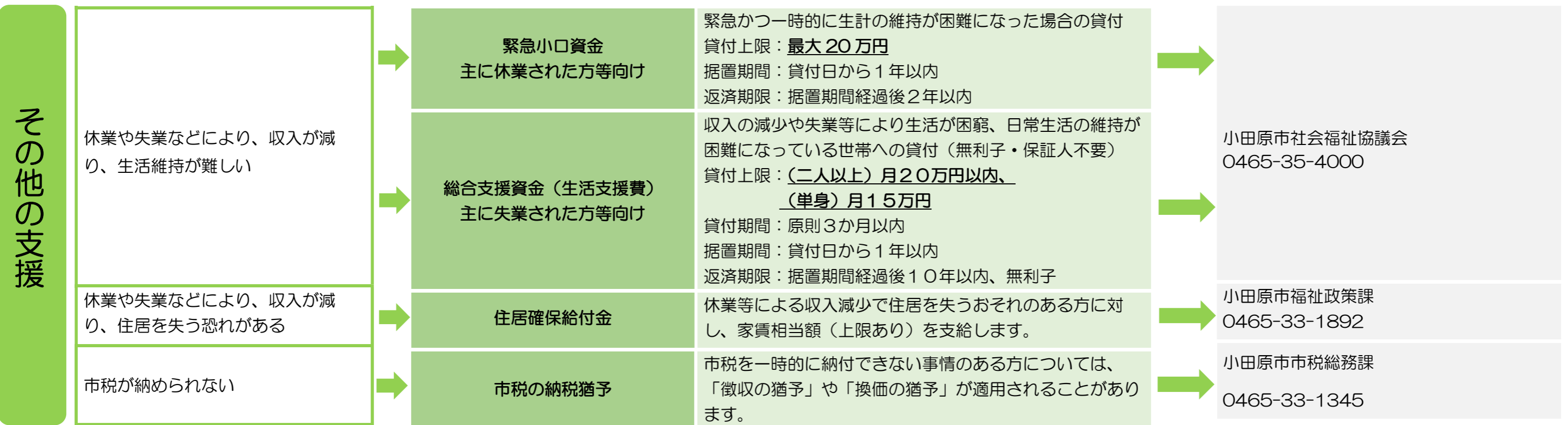
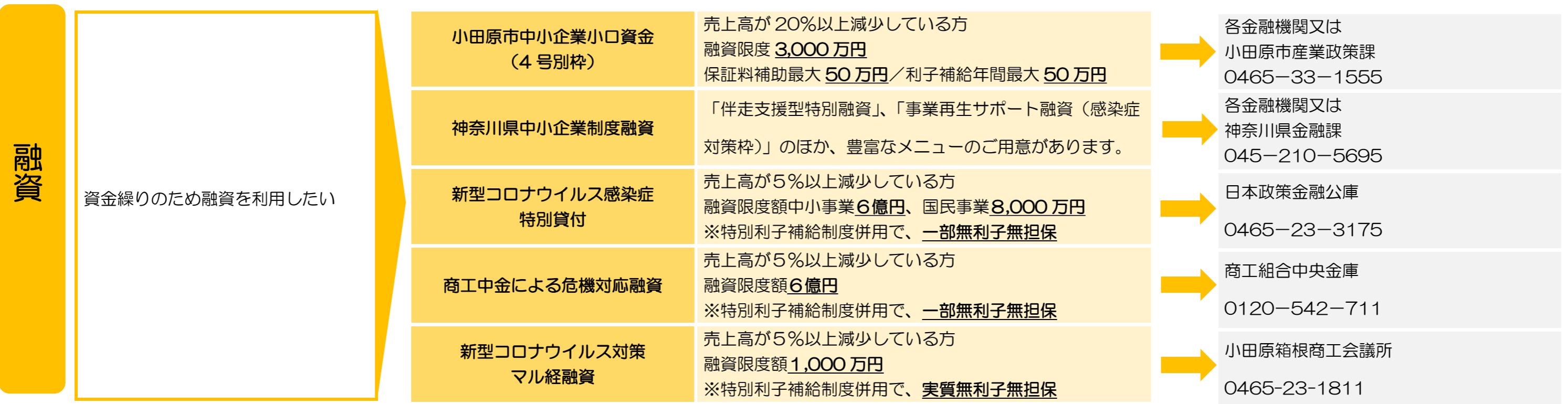
給付金	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、売上が下がった	月次支援金	法人等上限 20 万円/月、個人事業者等上限 10 万円/月 ※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が 50% 減少（前年又は前々年対比）していること。	月次支援金相談窓口 0120-211-240 03-6629-0479
		酒類中小企業等支援給付金/ 中小企業等支援給付金	月次支援金に対して、県独自の給付金を加算。 【酒類中小企業等】 法人等最大 60 万円/月、個人事業者等最大 30 万円/月 【中小企業等】 法人等定額 5 万円/月、個人事業者等定額 2.5 万円/月 ※対象月及び減少率によって上限が変わります。	県・支援給付金コールセンター 045-900-5907
	県の要請に応じて、時短営業に協力した	神奈川県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	1 日あたり、 <u>最大 20 万円</u> ※まん延防止等重点措置などにより、県が要請した期間ごとにそれぞれ申請が必要です。また、給付額には算定方法があるほか、店舗対象や期間等に制限あり。	協力金コールセンター 045-522-2431
	従業員に休業手当を支払う場合	雇用調整助成金の特例措置	休業手当等助成 1 人あたり、日額上限 <u>15,000 円</u> 。令和 3 年 5 月から <u>上限 13,500 円</u> （要件により 15,000 円） ※教育訓練実施の場合、1 人あたり最大 2,400 円加算。	神奈川県労働局職業対策課助成金センター 045-277-8815 ハローワーク小田原 0465-23-8609
従業員に介護や子供のための有給休暇を取得させる場合	両立支援等助成金	介護休業の取得、小学校等の臨時休業による子供の世話を する保護者に対する有給休暇を取得された場合等に事業主に支給されます。	神奈川県労働局 雇用環境・均等部企画課 045-211-7357	
事業改革等助成金	新たに事業改革等に取り組む場合	事業再構築補助金	新分野展開、事業転換、業種転換などの費用に対し、中小企業 <u>最大 8,000 万円</u> （補助率 2/3、あるいは 1/2） ※その他、特別枠や中堅企業向けあり。	中小企業等事業再構築促進事業事務局 0570-012-088 03-4216-4080
		ものづくり補助金	新製品・サービス開発などの設備投資に対して、 <u>最大 1,000 万円</u> （補助率中小 1/2、小規模 2/3（低感染リスク型ビジネス枠 2/3））	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
		持続化補助金（一般枠）	小規模事業者が、経営計画を作成して、販路開拓等のための取組を行う場合、 <u>上限 50 万円</u> （補助率 2/3） ※特定創業支援等の支援を受けた場合等、50 万円の上乗せあり	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811
		持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）	小規模事業者が、経営計画を作成して、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスや生産プロセスの導入等のための取組を行う場合、 <u>上限 100 万円</u> （補助率 3/4）	小田原市橋商工会 0465-43-0113
		IT 導入補助金	IT ツール導入による業務効率化を図る場合、 <u>最大 450 万円</u> （補助率 1/2（低感染リスク型ビジネス枠 2/3））	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター 0570-666-424

『経営改善相談窓口』～お困りのこと、なんでも相談ください！～

本市では、神奈川県よろず支援拠点と連携し、毎週月・水・金の9時から17時まで、中小企業診断士による「経営改善相談窓口」を開設し、事業者がお困りのことについての相談に対応しています。

問い合わせ先：小田原市経営改善相談窓口 0465-33-1757/33-1758

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）②（令和3年9月1日現在）



『経営改善相談窓口』～お困りのこと、なんでも相談ください！～
 本市では、神奈川県よろず支援拠点と連携し、毎週月・水・金の9時から17時まで、中小企業診断士による「経営改善相談窓口」を開設し、事業者がお困りのことについての相談に対応しています。
 問い合わせ先：小田原市経営改善相談窓口 0465-33-1757 / 33-1758